

譲渡選定基準

譲渡対象者は下記事項を遵守していること。

記

- (1)狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、岡山市動物の愛護及び管理に関する条例等の動物に係る関係法令に違反していないこと。
- (2)譲渡される猫を適正に飼養できること。
- (3)譲渡される猫を営利目的に利用しないこと。
- (4)譲渡される猫の不妊去勢手術を行えること。
- (5)飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
- (6)飼養希望者が高齢(65歳以上)の場合、近隣に親戚縁者が住んでおり、一緒に面倒がみられること。
- (7)飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼養が承認されていることの文書が提出できること。
- (8)猫の譲渡誓約書の内容を遵守できること。
- (9)譲渡対象者(譲渡対象者が被扶養者にあってはその扶養者)は安定した収入が得られ、社会的・経済的および健康面において猫の終生飼養に支障がないこと。
- (10)譲渡対象者は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団関係者(暴力団等排除対策要綱第2条第6号に規定する暴力団関係者をいう。)もしくはそれに準ずる組織に一切の関与が無いこと。
- (11)刑法違反等の前科がないこと。
- (12)その他、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。